

質 問 書

1 生活困窮者への支援についての質問

(1) 生活困窮者への支援について

ア コロナ禍により、市民、特に生活困窮者の生活はひっ迫していることから、電気やガス、水道などのライフラインの料金を滞納した場合でも供給を止めないように事業者へ要請する必要があると考えるが、見解はどうか。また、上下水道や電気、ガス料金は低所得者に対する補助・減免制度を設け、生活保護世帯に対する減免対象を拡充する必要があると考えるが、見解はどうか。

イ 上田市は公共交通機関が充実しているとは言えず、移動には車が必要であることから、生活保護受給者に生活必需品として車の保有を認めるべきと考えるが、見解はどうか。

ウ コロナ禍に伴う雇い止めや休業などによる生活への大きな影響が出ていることから、今後、生活困窮に関する相談の増加が予想されるが、相談体制はどうか。また、生活保護の基準を満たす方が速やかに受給することが必要であり、国からは生活保護に関する様々な事務連絡が出ている中で、速やかな手続きができる体制となっているか。

エ 地方自治体が独自の施策として実施する給付金は、生活保護法による保護の実施要領等に基づき収入認定することとなっているが、新型コロナウイルス感染症対策として、市が独自の施策で給付を行う場合、収入認定はどのように取り扱うか。

オ 2020年6月15日の参議院決算委員会では、長野県がパンフレットで「生活保護はあなたの権利です」、「ためらわずにご相談ください」と周知していることを踏まえた質問があり、「ためらわずに申請していただきたい」との答弁があった。また、8月に開催された自治体学校では、「生活保護制度の先進自治体はどこか」との質問に対し、「長野県」と即答されたことが紹介されている。さらに、令和2年7月に更新された国の「生活を支えるための支援のご案内」では、「生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度です。また、生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体までご相談ください。」と記載されている。このため、上田市で作成している生活保護のしおりにも「生活保護はあなたの権利です。ためらわずにご相談ください。」との一文を掲載すべきと考えるが、見解はどうか。